

琴平町農業委員会議事録

琴平町農業委員会を平成30年10月19日午前9時00分琴平町役場3階大会議室に召集する。

出席委員		欠席委員			
3	宮崎 知純	10	大森 薫之	4	西島 好弘
5	山田 悟	11	山本 重憲		
1	都村 尚志	12	宮脇 久雄		
2	久保 保				
6	神餘 哲夫				
7	牛田 正夫				
8	森本 初美				
9	松浦 修				

農業委員会事務局出席者 事務局長 友枝 一郎
書記 大西 洋二

<議事日程>

議案第1号 農地法第3条許可申請について
議案第2号 農地法第5条許可申請について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による
農用地利用集積計画の決定について
報告第1号 使用貸借終了農地返還通知について
その他

会長 挨拶

会長 それでは議事にはいります。本日の会議録署名委員は12番の宮脇委員と、1番の都村委員です。
会期は、本日出されております議案の審議終了までとさせていただきます。

会長 **議案第1号 農地法3条許可申請について** 事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第3条許可申請についてご説明致します。
お手元の議案書1ページをご覧ください。

譲渡人、譲受人、申請地、譲渡理由などについて読み上げて説明。

この案件は、県道原田琴平線の森店から東に100m程行ったところで、譲受人の近くであり経営規模の拡大をする譲受人に所有権移転売買を行うものです。下限面積要件を満たし、公図、登記事項証明等添付書類も揃っていますし、また、農地法第3条2項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致しております。

会長 議案第1号について、西島委員さんが本日欠席ですので、代わって山田委員さんからご説明をお願い致します。

山田委員 事務局から説明のあったとおりでございます。土地の所有者は、横浜の方でございますが、これまで管理は高松に住む弟さんがされておりました。しかし、年齢的にも高齢になられたということで、この農地の水路を挟んで西側にお住まいの譲受人にお話しがあった次第です。譲受人につきましては専業の農家でございますので、特に問題ないかと思われまます。どうぞ、皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。

会長 議案第1号について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第1号について ご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第1号 農地法第3条許可について賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手により賛成でありますので、議案第1号 原案のとおり決定することいたします。

会長 議案第2号 農地法第5条許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第5条許可申請についてご説明致します。

事務局 お手元の議案書2ページをご覧ください。
申請者、申請地、転用目的などについて読み上げて説明。
譲渡人、譲受人は親子関係にあります。

譲渡人は、高齢であり農業もできないということで今後の老後も考えて、息子さんが太陽光パネルを計画したものでございます。水利関係者等の同意書、公図、登記事項証明等添付書類も揃っていますし、また、農地法第5条2項のいずれにも該当していませんので、申請を受理致しております。

会長 議案2号 番号1について、地元委員さんのご説明をお願い致します。

山本委員 譲渡人は91歳と高齢であります。また、地元でできた農事組合法人船磐のメンバーの一人でもございます。この土地については、農地機構を通して使用貸借の設定を行っていましたが、解約の手続きを行っていません。場所につきましては、もりさとの交差点から北に約600m程の県道原田琴平線に面した所でございます。つづいて譲受人は、65歳で譲渡人の長男になります。早くから高松市に居住し農業の経験はございません。今後その可能性は低く琴平の家等はおそらく管理するのみになるかと思われれます。太陽光パネルの高さは1.6～1.7mで周辺農地への日照の影響は無いように思います。土地改良区などの調整も済んでおり、特に問題無いように思います。どうぞご審議のほどよろしく申し上げます。

会長 議案第2号 について何かご質問、ご意見はございませんか。

議案第2号 について、決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、議案第2号 農地法第5条許可について賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手により賛成でありますので、議案第2号は原案のとおり決定することにいたします。

会長 **議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。

事務局 お手元の議案書3ページ～10ページをご覧ください。

農用地利用集積計画総括表 整理番号1から23について、権利の受け手、権利の出し手、地番、地目、面積、期間、賃借料、利用権種類、継続等 個々に読み上げて説明。

以上の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、同意も得られております。

平成30年10月31日公告予定分の農用地利用集積計画について、ご審議たまわりますよう、よろしく願いいたします。

会長 議案第3号について ご質問、ご意見はございませんか。

会長 議案第3号について 決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

会長 それでは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手により賛成でありますので、議案第3号は原案のとおり決定することにいたします。

会長 **報告第1号 使用貸借終了農地返還通知について** 事務局より説明をお願いします。

事務局 賃貸人、賃借人、申請地、終了年月日について読み上げて説明。
番号1については、議案2号に関連するものでございます。法人からの同意も得られております。
番号2については、賃借人が親子関係で経営移譲し農業者年金も経営移譲年金となっております。しかし、賃借人が事情によりこの農地を管理できないということで別の方と使用貸借を設定するものでございます。
番号3については、農地機構に貸付を行います。

会長 事務局からその他をお願い致します。

事務局 農地機構からの配分計画ですが、議案3号の番号22ですが、(有)めぐみさんが借受けます。南部小学校付近を中心にねぎを栽培しています。
番号23ですが、農事組合法人 西高篠宮東になります。

12月の農業委員会は、農業会議の関係で12月14日(金) 総合センター 2階になります。

クールビズは今月で終了になります。

会長

次回は、11月20日（火）午前9時00分琴平町役場3階大会議室にてお願いいたします。

会長

以上で、今月の農業委員会を閉会いたします。